第3編 地震災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画

地震災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起・更生するように、被災者に対する職業のあっ旋、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保することについての対策を定める。

《実施担当機関》

救 助 部

《対策の展開》

1. 職業あっ施計画

救助部は、地震災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、被災者の 被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やか にそのあっ施を図り、あわせて府との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

2. 融資計画

地震災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、次に示す生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。それぞれの融資要領は、「府防災計画 一般計画編第4編第1章第4節」に準拠する。

- (1) 災害救助法による生業資金の貸与(別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が 設けられているので、原則としてのこの制度による資金の活用を図る。)
- (2) 「災害弔意金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
- (3) 生活福祉資金の緊急貸付
- (4) 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付

3. 弔意金支給計画

「災害弔意金の支給等に関する法律」により災害弔意金を支給するものであり、その支給要領は、「府防災計画 一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。

4. 被災者生活再建支援金支給計画

- (1) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給
 - ① 制度の対象となる自然災害
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村に おける自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - オ ア〜ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
 - ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害
- ② 制度の対象となる被災世帯
 - ①の対象災害により
 - ア 住宅が「全壊」した世帯
 - イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- ③ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(②アに該当)	(②イに該当)	(②ウに該当)	(②エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の	建設・購入	補修	賃 借
再建方法			(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

- ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、 合計で200(又は100)万円
- ④ 支援金の支給申請
 - ア 申請窓口 市町村
 - イ 申請時の添付書面
 - 1) 基礎支援金 り災証明書、住民票 等
 - 2) 加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
 - ウ 申請期間
 - 1) 基礎支援金 災害発生日から13月以内
 - 2) 加算支援金 災害発生日から37月以内
- ⑤ 基金と国の補助
 - ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)が、都道府県 が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支援金を支給
 - イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助
- (2) 「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付制度」に基づく被災者生活再建支援補助金の支給
 - ① 制度の対象となる自然災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で次のいずれかに該当するもの

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害(その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。)が発生した場合における、当該自然現象に

より生じた自然災害(市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。)であって、イの自然災害に該当しないもの

- イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自 然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若し くは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害 に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事 情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長 が認めたときにおけるこれらの自然災害(市内における住宅の被害に限る。)
- ② 制度の対象となる被災世帯
 - ①の対象災害により、
 - ア 住宅が「全壊」した世帯
 - イ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
 - ウ 住宅が「半壊」した世帯
 - エ 住宅の被害が半壊に達しない程度のもので、床上浸水程度の被害を生じた世帯 (一部破損世帯)
 - オ 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、そ の住宅に一時的に居住することができなくなった世帯(床上浸水世帯)
- ③ 制度の対象となる経費
 - ア ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に要する経費
 - イ ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に関連する経費
- ④ 補助金の限度額(再建に関連する経費の額を含む)

		補助限度額			
再建の方法	対 象 者	人 庙	大規模	立 中	一部破損
		全 壊	半壊	半 壊	床上浸水
新築・購入	支援金を受け取ることが できる者	150 万円	100 万円		
	その他の者	300 万円	250 万円	150 万円	50 万円
補修	支援金を受け取ることが できる者	100 万円	60 万円		
	その他の者	200 万円	150 万円	150 万円	50 万円
賃 借	支援金を受け取ることが	75 万円	40 FE		
	できる者	10万円	40 万円		
	その他の者	150 万円	100 万円		

⑤ 支援金の支給申請

ア 申請窓口 市町村

イ 申請時の添付書面 り災証明書 等

ウ 申請期間 市長が別に定める期間

⑥ 府の補助

府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金を活用して実施

- (3) 「亀岡市被災者住宅修繕等支援事業」に基づく被災者生活再建支援補助金の支給
 - ① 制度の対象となる自然災害

次の全ての要件を満たす自然災害

ア 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害

- イ 京都府の補助制度の対象とならない自然災害
- ウ 次のいずれかに該当する自然災害
- (ア) 市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害
- ① 全壊1棟以上かつ一部破損・床上浸水が合わせて20棟以上
- ② 半壊 (大規模半壊を含む) 2棟以上かつ一部破損・床上浸水が合わせて20棟以上
- ③ 一部破損・床上浸水が合わせて25棟以上
- (イ) (ア) の要件に該当しない自然災害であって、(ア) の要件を満たす自然災害と連続 し、又は近接して発生した自然災害であるため一体的な自然災害とみなすことが適当 であると市長が認めた自然災害、その他自然災害の被害の程度が(ア) の要件に相当 すると市長が認めた自然災害
- ② 制度の対象となる被災世帯

次の全ての要件を満たす世帯

- (1) 自ら居住している市内の住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水の被害を受けた世帯
- (2)被災した住宅に代わる住宅を市内で建て替えし、購入し、若しくは賃借し、又は被災した住宅の補修を行って引き続き居住しようとする世帯
- ③ 制度の対象となる経費
 - ア ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が再建に要した経費の1/3に相当する経費 イ ①の対象災害により②の被害を受けた世帯の再建に関連する経費
- ④ 補助金の限度額(再建に関連する経費の額を含む)

	補助限度額		
再建の方法	全壊	半壊	一部破損
	全壊	(大規模半壊)	床上浸水
新 築 購 入 補 修	100 万円	50 万円 (50 万円)	10 万円
賃 借			

- ※ 関連経費は被害程度に関わらず5万円を上限とする(補助金の限度額に含む)
- ⑤ 支援金の支給申請

ア 申請窓口 亀岡市自治防災課

イ 申請時の添付書面 見積書、被害状況がわかる写真 等

ウ 申請期間 自然災害が発生した日から37月以内

(4) 被災者の住宅再建に係る融資制度の周知

府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資については、府及び関係金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

また、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業についても、市広報誌、ホームページ、SNS等を活用して広く周知を行う。

5. 金融措置計画

現地における地震災害状況、資金の需給状況等を的確に把握し、府及び関係機関と連絡協調の上、実情に応じて適切な金融上の措置を講じる。

- (1) 近畿財務局(京都財務事務所)の措置
 - ① 金融機関の被害状況を調査し、被災店舗などについては、速やかに復旧及び仮営業所の設置等の措置をとらせる。
 - ② 金融上の措置
 - ア 手形交換の臨時措置
 - イ 休日営業の措置
 - ウ 預貯金の払い戻し及び中途解約
 - エ 現金確保の措置
 - オ 保険金の支払い及び保険料の払込み猶予
- (2) 日本銀行(京都支店)の措置
 - ① 通貨の円滑な供給の確保

市内の金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ市内の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等 必要な処置を講ずる。

② 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるとき は、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

③ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるようあっ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

④ 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあっ旋、指導を行う。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを行うこと。
- イ 被災者に対し定期預金、定期積立等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取 扱いを行うこと。
- ウ 被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

⑤ 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

6. り災証明書

被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、 住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者にり災証明書を交付する。

第2節 住宅復興計画

地震災害により滅失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置を講じる。

《実施担当機関》

土 木 部

《対策の展開》

1. 府の計画

(1) 一般民間住宅

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府は「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法 人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資 債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

(2) 災害公営住宅の整備

一定規模の地震災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた 低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害に対 処するための特別の財政援助等に関する法律の規定により、国はその整備に要する費用の一 部について補助することになっている。

その運用要領については、「府防災計画 一般計画編第4編第5章第1節第2」に準拠する。

2. 独立行政法人 都市再生機構の計画

地震災害により、賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件(建設中のものを含む。)に被害を受けた場合、災害によって滅失又は破損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して、住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生 上有害となるおそれがあると認められる場合においては、予算の範囲内でかつ必要最小限度に おいて、原形復旧を超える改良措置または新たな危険防止措置を講じる。なお、分譲住宅につ いては、譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

第3節 中小企業復興計画

地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

《実施担当機関》

経 済 部

《対策の展開》

1. 近畿経済産業局の計画

- (1) 資金需要の把握
- (2) 政府関係金融機関等の貸付手続、条件等の配慮
- (3) 金融の特別措置についての周知徹底

2. 府の計画

地震災害を受けた中小零細企業に対して、その状況に応じて、その都度判断し、次に示す対策を講じる。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡措置の延期ができるよう働きかける。
- (2) 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い、制度融資の促進を図る。
- (3) 府産業支援センター(府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、(公財) 京都産業21)、各広域振興局に災害復旧に係る緊急相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4節 公共土木施設復旧計画

地震災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、復興に寄与するものとする。

《実施担当機関》

土木部、上下水道部、府、関係機関

《対策の展開》

土木部及び上下水道部は、それぞれの所管する公共土木施設等の復旧について、国及び府との連携を図りながら、迅速かつ適切な復旧に努めるものとする。

また、災害復旧事業に必要な資機材等については、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。 以下に関連する国土交通省及び京都府の復旧計画を記す。

1. 国土交通省の復旧事業計画

(1) 査定の早期実施

地震災害発生後、できるだけ速やかに査定を実施して、復旧のための事業費を決定する。 民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には、緊急査定を 実施する。

(2) 緊急事業の決定

事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、緊急事業を定めて適切な復旧を図る。

(3) 災害復旧の促進

災害復旧事業の施行は、直轄事業についておおむね2箇年、府・市事業については河川等 災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年以内に完了する よう必要な措置を講じる。

なお、年度別の復旧進捗度については、市の財政状況、事業所の施行能力、その他を勘案 して、早期にかつ円滑に事業を実施しうるよう国庫負担の支払い等の措置について配慮する。

(4) 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良 を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業を実施する。

また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講じる。

(5) 復旧資材の円滑な供給

災害復旧に必要な主要資材について、その生産地、生産者、生産状況等を調査して、その 円滑な供給に資する。

2. 府の計画

(1) 概要

京都府所掌の公共土木施設に係る災害復旧事業には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに同法施行令に規定する河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道の災害復旧事業、小災害復旧事業及び単独災害復旧事業がある。これらの公共土木施設について災害が発生した場合は、土木事務所から被害箇所の状況を聴取・集計の上、国に対して被害報告をし、当該年に発生した災害の被害額を集計の上、災害査定を申請する。特に激甚な災害の場合には、ただちに査定官の現地調査を実施し、災害復旧に万全を期する。

なお、応急復旧工事については、現地の状況に応じ、ただちに土木事務所に命じて仮工事 及び応急本工事を実施し、洪水の被害を最小限度に留め、交通の確保、民心の安定を図る。

(2) 復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧事業

本事業の標準進捗率は初年度85%、第2年度14%、第3年度1%である。なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連工事等を積極的に導入する。

② 单独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単 独災害復旧事業として復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小 災害(1か所当たり80万円以上120万円未満)については、小災害復旧事業として復旧の 促進を図る。

第5節 農林業施設復旧計画

国は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、災害復旧事業に対して補助を行い、農林家の経営の回復及び安定を図る。

《実施担当機関》

経済部、府、関係機関

《対策の展開》

1. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(1) 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が40万円以上の次の施設

- ① 農地
- ② 農業用施設 公共的かんがい排水施設、農業用道路等
- ③ 林業用施設 公共的な次の施設
 - ア 林地荒廃防止施設(地方公共団体の維持管理に属するものを除く。)

イ 林道

- ④ 共同利用施設 農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会の所有する共同利用施設
- (2) 補助率

一般災害

区		分	普通補助率 普通補助率	高率補助率	
		刀	音	1 次	2 次
曲小甲杂口	農	地	5 0 %	80%	90%
農地農業用 施 設	農業	美用 施設	6 5 %	90%	100%
旭	関	連 事 業	5 0 %		
	林地	荒廃防止施設	6 5 %		_
林業用施設	林道	奥地幹線林道	6 5 %	90%	100%
	小儿	その他林道	5 0 %	7 5 %	8 5 %
漁業	用	施設	6 5 %	90%	100%
共 同 和	钊 月	声 施 設	20%		

高率補助率は次の要領により適用される。

ア農地農業用施設

一戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

1 m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1 次高率、1,200円を超える部分には2 次高率がそれぞれ適用される。

② 連年災害

ア 農地農業用施設

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円以上で、かつその年の 事業費が1戸当たり40,000円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ 林道

3箇年の合計事業費が1 m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1 m当たり500円以上となる場合は、普通補助率の外に高率補助率を適用する。

2. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

(1) 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

一戸当たりの負担額	嵩上補助率
10,000円を超え20,000円以下の部分	7 0 %
20,000円を超え60,000円以下の部分	8 0 %
60,000円を超える部分	9 0 %

(2) 林道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

1m当たりの負担額	嵩上補助率
110円を超え200円以下の部分	7 0 %
200円を超え500円以下の部分	8 0 %
500円を超える部分	9 0 %

(3) 共同利用施設

次の補助率が適用される。

		. h		
区分	一箇所当たりの工事	補助率		
	画川ヨたりの工事	40万円までの部分	40万円を超えた部分	
激甚地域内 激甚地域外	13万円以上 40万円以上	4 0 % 3 0 %	9 0 % 5 0 %	

3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(1) 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が60万円以上の次の施設(但し、都道府県及び指定市の場合は120万円以上)

- ① 林地荒廃防止施設:山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み立木を除く。)
- ② 地すべり防止施設:地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(2) 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による

第6節 教育及び文化財等の復旧計画

地震災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

また、被災地に存在する文化財については、現地調査に基づいて復旧計画を定め実施する。

《実施担当機関》

教育部、府、関係機関

《対策の展開》

1. 学校等の施設の復旧計画

地震災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

(1) 市の学校等及び附属機関

市が行う復旧事業について、府は計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また市の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

(2) 府立学校その他の教育機関

小被害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復 旧については、直接府教育庁において実施する。

2. 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。 また、学校等が避難所となった場合においては、管理部と密接に連携をとり、避難者の状況に 十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。
- (3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - ① 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律 (昭和31年法律第40号)」、「学校保健法(昭和33年法律第56号)」、「学校給食法(昭和 29年法律第160号)」による補助金に関すること。
 - ② 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)」による 就学奨励費に関すること。

- ③ 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「日本育英会法(昭和59年法律第64号)」による学資貸与金に関すること。
- ④ 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- (4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障がい等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するととも に、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな被害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

3. 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。 また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には 周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第7節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

府は、地震災害後の災害復旧に際し、市に対する財政措置並びに農林水産業者及び団体に対す る資金融資等について定める。

《実施担当機関》

調査部財政班、府、関係機関

《対策の展開》

1. 市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

- (1) 災害復旧事業債
 - ① 補助災害復旧事業債
 - ② 单独災害復旧事業債
 - ③ 公営企業等災害復旧事業債
 - ④ 火災復旧事業債
 - ⑤ 災害による特別措置債
 - ア 歳入欠かん等債
 - イ 公共土木等小災害債
 - ウ農地等小災害債
- (2) 災害を受けた市町村のある一時借入金の借入れあっ旋

市が地震災害を受けたことにより一時に多額の資金を必要とする場合、府は市の行う一時借入金の借入れについて、近畿財務局、近畿郵政局及び各種金融機関に対して、速やかに金融措置を要請するとともに、市に対し、それらの資金の効果的使用を指導する。

2. 農林業関係融資

農林業者及び団体に対する災害資金融資等については、「天災融資法に基づく融資」、「株式会社日本政策金融公庫による融資」、「農業近代化資金に対する上乗せ利子補給」の措置がある。

それらについての貸付対象者、貸付限度額、償還期限、貸付利率、事務手続、利子補助等の 運用要領は、「風水害等対策計画編 第3編第5章第3節」及び「府防災計画 一般計画編第 4編第4章第3節」に準拠する。

第2章 激甚災害の指定に関する計画

第1節 計画の方針

府は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

《実施担当機関》

府、各部

《対策の展開》

1. 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要が あると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

2. 調査の協力

市は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3. 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

第1節 租税等の徴収猶予及び減免の措置

国、府及び市は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税の納付が困難な場合に、 特別な措置を講じる。

《実施担当機関》

調査部、国、府

《対策の展開》

1. 期限の延長

納税者が地震災害により申告、申請、請求、その他書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期限までこれらの行為をすることができないと認めるときは、知事及び市長は当該期限の延長を認めるものとする。(地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第17条、亀岡市税条例18条の2)

2. 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について地震災害を受けた場合、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、知事及び市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

3. 減免

地震災害の実情に応じて、知事は、事業税、自動車税等の減免措置を、市長は、市民税、固定資産税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第56条、第63条の3、亀岡市税条例第51条、第68条)

第2節 郵便関係補助

地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務 扱い及び援護対策を実施する。

《実施担当機関》

管理部、国、関係機関

《対策の展開》

1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

地震災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第4 条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人 又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

地震災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を 無償交付する。

3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

地震災害時において、郵便法第18条及び郵便法施行規則第3条に基づき、被災者が差し出す 郵便物の料金免除を実施する。